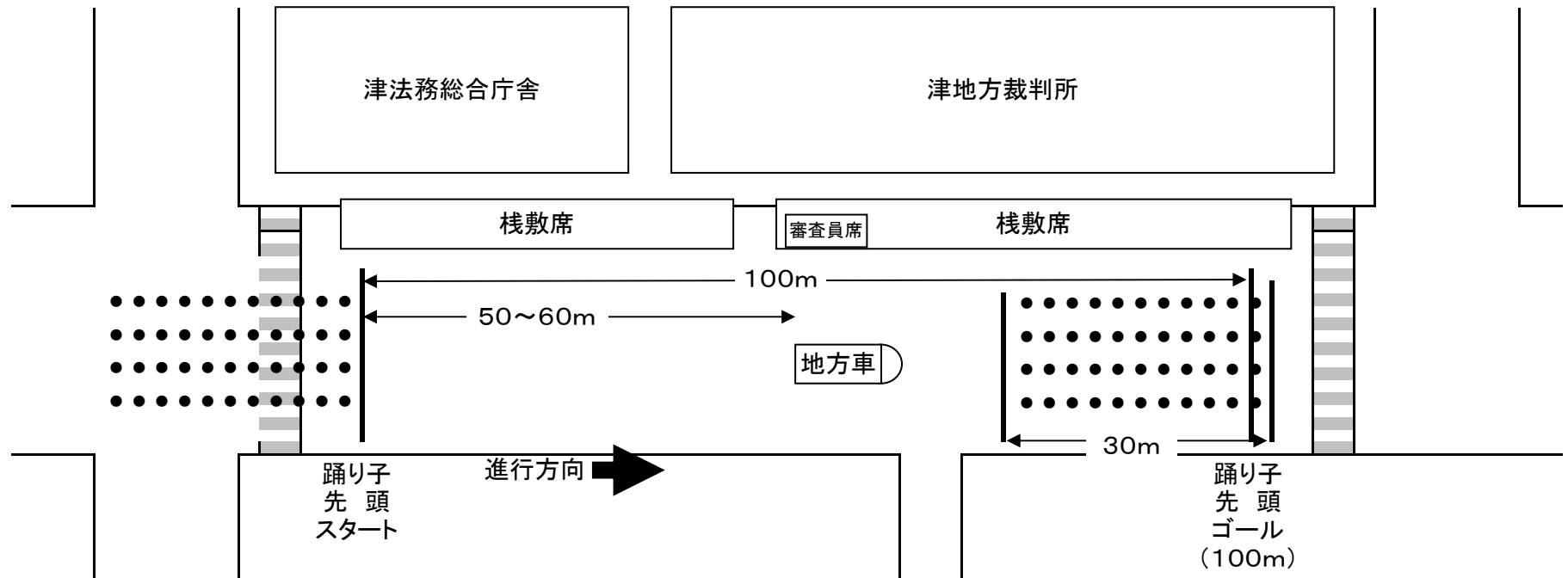


裁判所前会場



- 裁判所前会場はパレード形式の演舞場となります。4分30秒以内で100m前進しながらの演舞(パレード)を行ってください。
- 前進しながらの演舞が原則ですが、ある程度の停止状態による演舞は可能とします。但し、長時間の静止、極端な後退などはやめてください。
- ゴール時における踊り子等の隊列は、最長30m以内としてください。
- 演舞中の全長は30mにこだわりませんが、最後尾の後退及びスタートラインでの停滞は運営に支障をきたしますので出来ません。
- ゴール地点でのフォーメーションは自由ですが、但し、30mの範囲を超えないようにしてください。
- 旗等の小道具は使用可能ですが、運営に支障を来すような演出(スタート時に事前準備が必要など)はお控えください。
- 事前に届けをいただいた場合には固定での演舞を可能とします。前方、ゴール付近に地方車を固定いたしますので、スタート地点から地方車までの間を使い演舞を行ってください。
- 持込の地方車には演舞中の誘導係はつけませんので、各チームにて誘導をお願いします。こちらで用意した地方車を使用する場合には、運転手への指示のために誘導係をつけます。演舞には関係なく先頭との距離を見ながら地方車をゴールライン前方まで進めます。